

## 大分県が取り扱う個人情報の適正な管理のための基本方針

### 1 個人情報の保護に関する考え方

県は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の定めるところにより個人情報を適正に取り扱うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）については、番号法においてその利用範囲を限定する等、一般の個人情報より厳格な保護措置を定めていることから、規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、個人情報の保護を図る。

### 2 個人情報の保護方針

個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報を適正に取り扱う。

#### （1）法令遵守

個人情報の適正な取扱いに関する法令及び条例等を遵守する。

#### （2）安全管理措置

個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

#### （3）適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内（特定個人情報等にあつては、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年大分県条例第27号）に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内）で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった個人情報は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

#### （4）研修

個人情報の保護に関する理解を深め、意識を高めるため、個人情報を取り扱う職員等に対して、職責に応じた教育研修を実施する。

#### （5）委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき県自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

#### （6）改善の継続

個人情報の管理に関する規程等及びこれらに基づく安全管理措置を絶えず見直し、その改善に努める。

### 3 問合せ先

#### （1）個人情報の適正な取扱いに関する事項（開示請求・苦情相談等を含む。）

大分県総務部県政情報課 電話097-506-2281

大分県警察本部警務部警務課 電話097-536-2131

（公安委員会及び警察本部長に係るものに限る。）

#### （2）個人番号の利用に関する事項

大分県総務部行政企画課 電話097-506-2236